

福島県立いわき翠の杜高等学校校内無線LANにおける個人所有端末利用ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、県立高等学校校内無線LANにおける個人所有端末利用規程に基づき、福島県立いわき翠の杜高等学校（以下、「本校」という。）における個人所有端末の有効活用と校内無線LANの適切な運用を図ることを目的とする。

2 利用者

本校に在籍するすべての生徒とする。

3 利用期間

本校に在籍している期間に限る。

4 利用可能範囲

本校における教育活動を目的としたWebブラウザによるインターネット閲覧及び学校が認めたアプリケーション、その他個人所有端末の機能の利用とする。

5 利用上の留意点

個人所有端末を活用する生徒（以下、「ユーザ」という。）は、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。

（使用に関する手続き）

- （１）利用する端末は別紙（様式１）により申請することとする。ただし、登録端末は１人１台までとし、登録端末以外では校内無線LANに接続してはならない。
- （２）端末の機種を変更する場合や登録端末を利用しなくなった場合は、担任に申し出ることとする。

（使用方法）

- （３）教員の指導、監督の下、指示があるときのみ利用することができる。それ以外に利用してはならない。
- （４）録画や録音の機能は、教員の許可を得て使用すること。
- （５）閲覧及びダウンロードした情報を使用する場合は、著作権法等を遵守すること。
- （６）インターネット上のトラブルの恐れがある場合には、ただちに教員や保護者に相談すること。
- （７）校内LANに接続する際は、次の各事項に留意すること。

ア ユーザは、本規程及び各学校の規程に同意した上で利用する。

イ 校内無線LANは、教育委員会及び学校が設定する「フィルタリングルール」が適用されている。

ウ 本校において、端末情報と通信の接続履歴を記録している。校内無線LANに障害が発生した場合も含め、端末情報と合わせて通信内容の調査を行うことがある。

エ 本校は、本ガイドラインに反した不適切なインターネットの利用によりユーザに生じた損害については一切の責任を負わないものとする。

(禁止事項)

(8) 発信元が不明なソフトウェアは、使用してはならない。

(9) 情報を発信する場合は、法律に触れる行為や誹謗中傷等の情報モラルに反する行為を行ってはならない。

(10) その他、教育委員会及び学校が禁止する行為を行ってはならない。

(端末の管理)

(11) 端末は、生徒が自分のロッカーに保管、施錠するなどして、個人で管理することとする。学校は、端末の盗難、紛失、破損、故障等の管理について責任を負わない。

(12) 端末の基本ソフトウェア（OS）及び使用する全てのソフトウェアは常に最新バージョンにアップデートすること。また、更新プログラムの配布などサポートが終了したソフトウェアは利用してはならない。

(13) 原則として、端末の充電は家庭で行うものとする。ただし、学習活動を進める上で学校が必要と認める場合は、教員の許可を得た上で、校内で充電することができる。その際、充電に必要な機材はユーザが準備すること。

6 利用の停止及び制限

本校は、ユーザが前項に定める事項に反した場合又は不適切な利用と認められる行為を行った場合、ユーザの利用を停止又は制限することができる。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。